

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	公益社団法人神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション
所在地	横浜市磯子区洋光台3-11-23 光昭ビル205号室
事業者指定番号	神奈川県 1460790022 号
管理者	國吉 麻子
連絡先	Tel 045-830-0788
サービス提供地域	横浜市磯子区・港南区・栄区・金沢区

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います	1名
サービス担当職員	訪問看護サービスを行います	5名以上 (内1名管理者兼務)
事務職員	訪問看護に係る請求・事務を行います	3名

3 サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで
休業日	土・日・祝日・12月29日から1月3日までは休み (土日祝日は、利用者の希望により訪問する場合があります)

4 サービスの方針等

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです

- (1) 病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にある方に対して看護師等が訪問して訪問看護サービスを提供します。
- (2) 在宅療養における利用者の心身の特性を考慮し、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。
- (3) 訪問看護の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (4) 社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

5 サービスの内容

当事業所は、利用者に対し医師の指示に基づき個別に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施、記録し、月毎に医師への報告を行います。また事業者は、介護保険法等関連諸法令および健康保険法等関連諸法令に基づくサービスを提供します。

なお、具体的なサービス内容は次のとおりです。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①病状・障害の観察 | ②リハビリテーション |
| ③清拭・洗髪・入浴の介助 | ④排泄の介助 |
| ⑤カテーテル等、医療機器の管理 | ⑥床ずれの予防と処置 |
| ⑦食事（栄養）の指導・介助 | ⑧その他医師の指示による処置など |

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

	曜 日	時 間 帯	内 容 （ 概 要 ）
1	曜日	: ~ :	
2	曜日	: ~ :	
3	曜日	: ~ :	
4	曜日	: ~ :	
5	曜日	: ~ :	

6 サービス提供責任者等

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 國吉 麻子

連絡先（電話）：045-830-0788

- (2) サービスは、担当看護師を複数決め、継続的に訪問させていただきます。

なお、事情により担当看護師が代わる場合もございますのでご了承ください。

7 身体的拘束等の禁止

- (1) 当事業所は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき事前に家族等の了解を得て身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

8 利用料金

- (1) 利用料及び利用者負担金は介護・医療保険の法定利用料に基づき別紙2・3・4に記載するのとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- (2) 介護・医療保険外のサービスとなる場合(利用料の制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ます。)
- (3) 利用者負担金は、毎月自動引き落としまたは現金にてお支払いいただきますようお願い致します。

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

9 利用の中止 および キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、出来るだけサービス利用の前々日までに事業者申し出るものとし、前日又は当日のキャンセルについては、次のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	基本利用料の50%
サービス利用日の当日	基本利用料の100%

10 緊急時等における対応方法

- (1) 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と確認してサービスを開始します。
- (2) サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じます。主治医との連絡ができない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

11 事故時の対応

- (1) サービス提供に際して事故が発生した場合は、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) サービスの提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

12 災害等発生時の対応

災害発生時や広範囲な感染症蔓延時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があり、訪問を中止する場合があります。災害時の情報、災害状況を把握し、安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

13 衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

14 秘密保持について

- (1) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。退職後も同様とします。
- (2) 当事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

15 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	045-830-0788
F A X 番 号	045-830-0677
担 当 者	國吉 麻子
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者が対応します。不在の場合でも対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

○ その他、市区町村相談窓口及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

1	神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課介護苦情相談係			
	所 在 地	横浜市西区楠町27-1	対 応 時 間	月～金曜日 8:30～17:15
	苦情相談直通	045-329-3447		
2	磯子区介護保険相談窓口			
	所 在 地	横浜市磯子区磯子3-5-1	対 応 時 間	月～金曜日 8:45～17:00
	電 話 番 号	045-750-2494	F A X 番 号	045-750-2540
3	港南区介護保険相談窓口			
	所 在 地	横浜市港南区港南中央通10-1	対 応 時 間	月～金曜日 8:45～17:00
	電 話 番 号	045-847-8495	F A X 番 号	045-845-9809
4	栄区介護保険相談窓口			
	所 在 地	横浜市栄区桂町303-19	対 応 時 間	月～金曜日 8:45～17:00
	電 話 番 号	045-894-8547	F A X 番 号	045-893-3083
5	金沢区介護保険相談窓口			
	所 在 地	横浜市金沢区泥亀2-9-1	対 応 時 間	月～金曜日 8:45～17:00
	電 話 番 号	045-788-7868	F A X 番 号	045-786-8872

16 運営法人の概要

名 称	公益社団法人神奈川県看護協会		
代 表 者 名	会長 本館 教子		
所在地・連絡先	横浜市中区富士見町3番1 TEL 045-263-2901		
業 務 の 概 要			
(1)保健に関する知識の普及に関する事業		(2)看護師等の就業促進に関する事業	
(3)訪問看護に関する事業		(4)居宅介護支援に関する事業	
(5)災害時等における救護に関する事業		(6)看護に関する進路相談事業	
(7)看護師等の資質向上を図るための研修に関する事業		(8)その他目的を達成するために必要な事業	